

速水 大 提出 学位申請論文（課程博士）

『唐代勳官制度の研究』審査要旨

論文の内容の要旨

唐の律令制下の官職には、文官・武官の他に軍功によって授与される勳官がある。敦煌文書で勳官と庶民の白丁とが同一の色役に就くこと、正二品の勳官である上柱国や従二品の勳官の柱国が白丁に授与されていること等から、勳官の実際上の有効性については早くから疑問が持たれていた。また、政治制度史における軍官の制度に対する関心の低さもあって、中国も含めた学界において勳官については今日までそれほど注意は払われてこなかった。速水氏の研究はその点に初めてメスを入れた本格的な研究で、内容的には唐初の勳官の成立過程を扱った第四章まで、その後の展開を扱った第五章・第六章、及び勳官の負担義務や権利を検

討した第七章以下とに分かれている。

速水氏に拠れば、唐建国期に勢力扶植のために散職が濫授された結果、官職内
部での散職の価値は下落する一方、在地の散職所有者には規定上中央官僚並みの
待遇が与えられた。唐建国後に散職は同等級の散実官に改授されるが、一度価値
の低下した序列では中央官僚の格付けは困難となる一方、全く新しい官階の秩序
を作れば既得権を持つ散職所有者の反発を招く虞れがある。そこで、本階の性質
を削った勲官の官階を残して官僚に準ずる待遇を保証し、建国時の協力者に一定
の担保を与えた、という。次いで、唐初の官制の推移を考察する前提として法典
編纂の過程を整理し、唐初の法律は通説にいう唐建国時の武徳元年（六一八）に
発布された五十三條格中心ではなく、隋・文帝の開皇律令を五十三條格で補足す
る構造であったこと、そして以下に述べる武徳七年律令の制定まで開皇律令が使
用されていたことを指摘する。

速水氏は次いで武徳年間（六一八―六二六）の府佐・国官制度について検討す

る。唐初には諸王や高官の属官となる府佐・国官が多く見られたが、武徳七年令（六二四）の制定により府佐の設置基準は散実官の官品から勳官と職事官との官品へと変化し、国官の設置基準は封爵と散実官から封爵と職事官へと変化した。このような特権の集中は、官僚身分の標識としての本品が職事官と散官とに集約されていく一過程であり、開元年間まで続く府佐・国官制度の骨幹は武徳七年に成立したと言える。唐創業期には上位の散実官が多数存在していたと推測されるが、定員は無く無制限に開府の権限を持つ者の増える可能性があった。彼等から辟召等の権限を回収し、府主と府佐とのつながりを弱め、また府佐や国官を職事官の官品によって規定すれば、職事官には定員があり高位の職事官は中央官に限られるから、任命措置を通して府の設置を抑制することが可能である。つまり、唐は国内平定後の中央集権化の一環として開府制度を改編したが、それこそ勳官創設の目的であった、と指摘する。

しかし、勳官は次第に増加し逆にその価値は下落する。従来は、則天武后の官

爵濫授によって勲官が増加したと見られてきたが、速水氏は太宗の高句麗親征を契機に従軍した者全てに勲官を与える仕組みが出来上がり、そのために勲官の人数が増加した、という。また、高宗朝（六四九―六八三）に勲官の待遇悪化と地位の低下とがあったことを具体的に明らかにすると共に、勲官の価値の低さから勲官名ではなくその前に取得した旧散職の官名を名乗る者が出現し、その対策として唐建国時の散職・散実官と勲官との改授の関係を確認する、高宗の咸亨五年詔（六七四）が出されたことも明らかにした。即ち、太宗の高句麗親征に始まる従軍者への勲官授与の慣例が、軍功に拠らない兵士への大量受勲の土台となり、地方鎮守軍の兵士に在鎮年限に応じて勲官を授与するという、従来注目されていた則天武后期の勲官増加に繋がるのである。なお、唐代では皇帝の即位や親祭に附随して古爵の賜与が行われたことがある。これを勲官の別称とする見方があるので、唐代の古爵についても検討し、一等級しかない古爵は身分の上下を位置附ける物差しとしては不充分で、古爵を勲官の別称とすることはできない、と指摘

する。

勲官は功績を「転」という基準に換算し、転を重ねることで昇級した。日本古代の勲位制度にも転の制度は継承され、唐軍防令は日本軍防令から復原されている。従って、唐軍防令については日本史研究者も含めた先学の研究が存在するが、速水氏は『唐会要』巻八一に未利用の関連記事があることを見出し、それを用いて唐軍防令第一七條及び第一九條を復原し、そこから勲官の独自性の抛り所となる叙勲と昇進との規定を明らかにした。さらに、勲官の上番規定と上積みされた勲級を親族に回す廻授規定との関係について考察し、両者の間には因果関係は無く、上番による勲官の自動昇進構造が存在したという従来の見解が成り立たないことを論証した。また、日本の養老軍防令第三三條が、唐軍防令條文と廻授を定めた唐格とを結び付けて立法された條文であることを明らかにした。つまり、勲の廻授規定は上番から切り離されており、従軍兵士の軍功による勲官獲得が可能で、それが勲官増加の原因になったと考えられるのである。

勲官は獲得事由によって待遇に差があり、軍功によって取得される「征鎮勲」はその他の「余汎勲」よりも優遇された。勲官は上番しない場合には資課という代納銭を納めたが、余汎勲では二〜五品が六百文、六〜七品が一千文であるのに対し、征鎮勲では二〜三品が四百文であり、征鎮勲の資課は二品まで、四〜五品、六品以下という唐代品階の三段階に対応する格差が設けられていた。また、勲官の納資増額の根拠とされてきた開元一九年（七三一）二月乙酉詔は、実際には納資の増額など勲官の特権を無視する現実に対して勲官保護のために発布されたものであった。さらに従来は、勲官の色役は勲官受領者に白丁（一般庶民）と同様の負担を課すことであり、濫授によって勲官の地位は低下して白丁と同化したと考えられてきたが、資課額においては勲官本来の規定を守ろうとする力が働いていた、と指摘する。最後に白丁と勲官との税役上の負担の相違を検討し、白丁の基本負担の課役には見返りは無いが、勲官の基本任務は上番勤務であり、勤務の到達点として身分上昇試験が用意され、簡試までの上番期間や簡試の種類によつ

て勲官内の身分差は示された。しかし、白丁は従軍の褒賞として勲官を得、勲官は基本任務の遂行によって散官を得る。さらに、散官から職事官となれば官人身分に到達する。勲官は白丁と散官との中間的存在といふことができ、これまで勲官崩壊期と考えられてきた玄宗期でも、制度上は勲官は制度成立時と同様、準官人として位置付けられていた、と総括できる。

即ち、唐代に成立した勲官は準官人として機能していた。勲官を得た者が官人まで昇進することは稀であったであろうが、迴授や蔭によって子孫が徐々に官人身分に近づいてゆくことは可能であり、一般民から見れば、勲官は官人へ昇格するための第一歩であると考えることができ、以上が本論文全体の結論である。

論文審査の結果の要旨

速水氏の本論文は、唐代の官制ないし社会の中での勲官の全体像を属官制（府

官・国官）はもとより、身分制・税役制などに関わらせて究明するもので、その昇進・負担・待遇（特典）等について、研究史を丹念に整理してその不備を指摘し、その上で唐の身分社会における勲官の役割を実証的に論じた注目すべき研究であり、特に高く評価されるのは以下の三点である。

勲官は軍功に対する官であるので、武官の官品の高さを表わす武散官と共通する側面を持つ。速水氏は勲官の淵源として唐建国時の諸勢力に盛んに授与された散職や散実官に注目し、唐の官制が文武の職事官中心に整備される過程で、これらの官を得た者の特権を担保するために勲官が創出された、とする。また、地方勢力の軍事上の権限を削減するためにも勲官の設定は有効であった、とする。そして、従来注目されていた貞観十一年（六三七）における勲官の名称確定に対して、それ以前の武徳七年令も勲官制度成立の上では重要な意義を有していた、と指摘する。即ち、唐代の勲官は、建国者高祖李淵の長安入城に従軍した者への報酬として隋の散職を授与したことに淵源を持ち、それが武徳七年令によって勲官

として確立したことを明らかにした点で本研究の成果は高く評価することができ
る。

次に、唐の勲官は次第に濫授されるようになるが、則天武后の人心収攬策であ
る官爵授与によって勲官授与者も増加した、というのが従来の通説である。これ
に対して、その前に第二代太宗の高句麗親征に始まる従軍者への勲官授与の慣例
が則天武后期の勲官増加に繋がった、という理解を提示した点が高く評価できる。
唐太宗の高句麗遠征は東アジア史レベルで見ても大事件であるが、それが唐代の
勲官濫授の端緒になったという指摘は、外交と内政との連動の一面を伝えている
興味深い。

また、勲官は警備に上番しない場合には資課という代納金を納めたが、勲官の
資課額が庶民の白丁の資課額と同額と考えられること、及び玄宗期の差科簿（力
役徴収簿）に勲官保有者が登録されていることから、従来は勲官は早くから形骸
化して、白丁との間に実質的な差異は無いとされてきた。これに対して速水氏は、

これまで勲官の納資増額の根拠とされてきた開元一九年二月乙酉詔について、その一部ではなく全体を吟味することによって、逆にその詔が勲官の特権を無視する動きに対して、これを保護するために発布されたことを証明する。そこから、勲官の基本負担の上番勤務には到達点として身分上昇試験が用意されており、建前上は散官から職事官になる道がその先に開かれていた、という理解を導き出す。つまり、白丁には力役に対する見返りが無いのに対し、勲官には散官選考の査定資格が与えられる等の見返りが保証され、勲官は白丁と散官との中間的存在の準官人であって、その点は一般に勲官制度崩壊期と見られている玄宗期でも一貫している、という。以上の諸点が、今後の学界で議論を呼ぶことはまず間違いないと思われる。

本論文は、既存および新出の史料の丁寧な読解、それに日中の先行研究の詳細な再吟味や批判により、勲官の実態をあらためて浮彫りにしようとしている。例えば、勲官の転の数と階級、あるいは勲官の昇進、降除について、日本軍防令の

研究史にも目配りして捉え直している。史料の詳細な解析、複数史料（記事）の整合的な解釈がなされ、註も充実している。例えば、『大唐創業起居注』など、従来はこのような論証に用いられなかった既存の史料や、あるいは最近次々と紹介される墓誌、さらには唐令の史料として近年注目されている北宋の天聖令も積極的に利用し、確実な基礎の上に論証を展開しようと努めている。

纏めで各章の論点を要約しているが、勲官とは何かという全体像の骨子を、玄宗期以後も含めた唐代史全体に関わる形で提示して欲しいし、勲官の現実的な特権が低下する一方で、制度上はそれが維持され続けたことの意味についても、積極的な発言が欲しかった。古爵賜与については、その記録がなぜ唐代でも複数回現れるのか、ほとんど社会的な意味が無いとすればなぜ唐で行われたのか、その理由については更なる探求が望まれる。また、勲官の実態の考察と令や格のような制度面の考察とが、交互に現れる論文の構成では全体の意図が辿りにくい。個別構成についても一工夫して欲しかった。

このように、不満足な部分も散見する。しかし、庶民と官僚との間に租税負担の有無を始めとする種々の身分差が存在する唐代にあつて、勲官がその間を繋ぐ働きをしていた、という速水氏の論証は、勲官の特殊な在り方に光を当てた貴重な成果として高く評価できる。唐末には魏晉以来の貴族制度が消滅し、宋代になると皇帝と平民とが直接向き合うようになる、というのが内藤湖南以来の唐宋変革論の定説であるが、速水氏の見解をこの観点から吟味するのも有意義なことであろう。以上の如く本論文は、唐代の勲官に焦点を絞りながらも、官制の中におけるその位置付けを他の関連する官職やその他の制度、さらに現実の国際関係や軍事動向の変化まで視野に入れて考察しており今後の進捗が期待できる。

以上の審査結果をもってすれば、本論文の提出者速水大は、博士（歴史学）の学位を授与せられる資格があると認めらる。

平成二十六年二月十五日

主査 國學院大學教授

金子修一 印

副査 國學院大學大学院客員教授

鈴木靖民 印

副査 早稲田大學教授

石見清裕 印